



島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 35 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(総 務 課)	2
公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則	(")	2

公布された条例等のあらまし

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則第31号)

1 規則の概要

- (1) 島根県職員宿舍管理規則の規定の整理
- (2) 次に掲げる規則の廃止
 - ア 島根県立短期大学条例施行規則
 - イ 島根県立大学条例施行規則
 - ウ 県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (規則第32号)

1 規則の概要

- (1) 業務方法書の記載事項を定めることとした。(第 2 条関係)
- (2) 法人は、中期計画の認可申請書を、最初の事業年度開始の日の30日前までに、知事に提出しなければならないこととした。(第 3 条関係)
- (3) 中期計画の記載事項を定めることとした。(第 4 条関係)
- (4) 年度計画の記載事項を定めることとした。(第 5 条関係)
- (5) 法人は、各事業年度に係る業務の実績報告書を、当該事業年度終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならないこととした。(第 6 条関係)
- (6) 中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならないこととした。(第 7 条関係)
- (7) 法人は、中期目標期間の業務の実績報告書を、当該期間終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならないこととした。(第 8 条関係)
- (8) 特定の償却資産の減価償却に係る会計処理について定めることとした。(第 9 条関係)
- (9) 知事が定める財務諸表として提出する書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とすることとした。(第10条関係)
- (10) 財務諸表等の閲覧期間は、6年とすることとした。(第11条関係)
- (11) 剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の手続を定めることとした。(第12条関係)
- (12) 積立金の処分に係る承認の手続を定めることとした。(第13条関係)

- (13) 納付金の納付の手續及び納付期限について定めることとした。(第14条・第15条関係)
- (14) 短期借入金の認可申請書の記載事項について定めることとした。(第16条関係)
- (15) 重要な財産の処分等の認可申請書の記載事項について定めることとした。(第17条関係)
- (16) 法人は、県が出資した土地及び建物の全部又は一部の処分等を行おうとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならないこととした。(第18条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第31号

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(島根県職員宿舍管理規則の一部改正)

第1条 島根県職員宿舍管理規則(昭和43年島根県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウを削る。

(島根県立短期大学条例施行規則、島根県立大学条例施行規則及び県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)
- (2) 島根県立大学条例施行規則(平成12年島根県規則第42号)
- (3) 県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則(平成14年島根県規則第9号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の廃止に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例(平成18年島根県条例第49号)による廃止前の県立大学の学校医についての公務に基づくと認められる災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)に対する第2条の規定による廃止前の県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第32号

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第2項、第26条第1項

及び第 2 項第 7 号、第27条第 1 項、第28条第 1 項、第29条第 1 項、第30条第 1 項、第34条第 1 項及び第 4 項、第40条第 7 項並びに第46条の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第 2 条 法第22条第 2 項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

（中期計画の認可の申請等）

第 3 条 法人は、法第26条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第 4 条 法第26条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務の運営に関し必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第 5 条 法第27条第 1 項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第 1 項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績の報告）

第 6 条 法人は、法第28条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について島根県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第 7 条 法第29条第 1 項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標期間の業務の実績の報告）

第 8 条 法人は、法第30条第 1 項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（会計処理）

第 9 条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第10条 法第34条第 1 項の規則で定める書類は、平成16年総務省告示第221号で定めるキャッシュ・フロー計算書及び行

政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、知事が別に定める日までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、同項の承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 前条の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあつて

は、その適正な見積価額)

- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等を行っても法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(県が出資した土地及び建物に係る協議)

第18条 法人は、県が出資した土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類により、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- (1) 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在地、地目及び地積又は建物の所在地、名称、構造及び延床面積
- (2) 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額)
- (3) 譲渡し、又は担保に供しようとする事由
- (4) その他知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに」とあるのは、「法第25条第 1 項の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。
- 3 法人の成立の際法第66条第 1 項の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、第 9 条第 1 項の規定による指定があったものとみなす。

